

# ❀ 令和3年度「花緑出張サービス」を実施します ❀

対象拡大！リモート開催でも可！！

「花緑出張サービス」は、花とふれあう「花育」の活動をはじめ、多くみなさまに花と緑のある暮らしを提案すると同時に、花緑の適切な管理方法などを知っていただく事業です。

例年、多くの幼稚園や保育園、特別支援学校、地域の花づくりグループ等にご好評をいただいています。まだお申し込みをされたことのない方は、是非この機会にご利用ください！

## サービスの概要

- ・花育講座や園芸教室などの事業へ、講師（ふじのくに花の都しずおかアドバイザー）を派遣します。
- ・現地実施の場合講師の講師料と交通費を県で負担します。（花材などの材料代はご負担ください）
- ・リモート実施の場合、講師料（講師用花材代を含む）を県で負担します。（花材などの材料代はご負担ください）
- ・1回3時間まで、同一申請者が申請できるのは3回までです。
- ・対象となる申請者と事業は、下の表のとおりです。



<今年度の派遣期間>

令和3年6月30日（水）から令和4年2月28日（月）まで

※予定数に達するまで、随時受け付けます。

対象となる申請者	対象事業
(1) 県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等	(1) 学校での花と緑に関する教育活動
(2) 県内市町	(2) 園芸教室
(3) 県内企業、事業所	(3) 緑化の相談、指導
(4) ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体	(4) 花と緑に関する体験教室
(5) 地域花の都推進協議会の構成団体	(5) 花と緑に関する講演会
(6) 地域の花づくりグループ	(6) 花と緑に関する相談会
(7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの	(7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの

👉ご利用の手順は裏面へ

## ふじのくに花の都しずおかアドバイザーとは

国など公に認められた花や緑に関する有資格者の他、花や緑に関する知識を有する人等、花と緑に関する指導や助言を行うアドバイザーとして県で登録しています。

(登録者の資格例)

グリーンアドバイザー、ハンギングバスケットマスター、花育士、華道教授、日本フラワーデザイナー協会講師、花生産者や園芸店、生花店、造園業者 etc……

ホームページから  
名簿を閲覧できます

☆出張サービス以外でもアドバイザーへの相談は可能です。個別にアドバイザーへ御連絡ください。

## 申請受付・問い合わせ先

静岡県経済産業部農業局 農芸振興課 花き振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL : 054-221-2679 FAX : 054-221-1351 E-mail : nogei@pref.shizuoka.lg.jp

# 花緑出張サービスの手順

➤必ず一読し申請してください。

## ① 申請

- ・「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」から講師を選定し、講師と直接連絡の上、日程を調整してください。
- ・申請書に必要事項を記入し、**実施日2週間前までに農芸振興課へ提出してください。**  
(定数に達するまで、先着で随時受け付けます)。
- ・実施日未決定の場合は仮受付とします。実施日の2週間前までに必要事項を決定し、必ずご連絡ください。連絡のない場合はキャンセルとします。  
**☑1回の派遣時間は3時間まで、同一申請者の申請は3回まで。**  
**☑派遣時間数に限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。**

## ② 決定

- ・派遣が決定したら、農芸振興課から申請者と講師へ**決定通知**と**報告書様式**をお送りします。

## ③ 実施

- ・決定通知が届いたことを確認し、実施してください。決定通知の内容と異なる実施は許可せず、講師への旅費・報償費を支払いません。
- ・講師代は、決定通知に記載した時間数で支払います。
- ・決定通知の内容から変更の場合は、実施1週間前までに申請書を再提出してください。

## ④ 報告

- ・報告書は申請者と講師のそれぞれで作成が必要です。提出は申請者又は講師のいずれかの方からまとめて提出してください。  
**☑実施後7日以内必着**です。遅れると講師への支払いができません。

花の都しずおか推進協議会ホームページ ご利用ください

- ・花緑出張サービスの情報を公開中（受付状況、締切のお知らせなど）
- ・申請書や報告書の様式をダウンロードできます
- ・アドバイザー名簿の閲覧ができます

URL:<https://flower.shizuoka.jp>

